

## ■介護保険

### 8段階から10段階へ

要介護・要支援認定者数の増加や介護給付費の増加が見込まれることから、平成24年度から平成26年度までの、65歳以上の人の介護保険料を見直しました。

大きく変わった点は、基準額が4200円から4700円になったこと。また、基準額が増額したことによる低所得者層への負担に配慮

するため、介護保険料の区分が8段階から10段階になりました。

平成24年度の介護保険料の決定については、7月中旬に通知書を送付します。

**問い合わせ** 介護保険課介護係 (☎8369)

第4期計画（平成21～23年度）  
基準額 月額4200円

所得段階	調整率	保険料 (年額：円)
第1段階 ○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人	0.50	25,200
第2段階 ○世帯全員が住民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下の人	0.50	25,200
第3段階 ○世帯全員が住民税非課税の人で、第2段階に該当しない人	0.75	37,800
第4段階 ○世帯のだれかが住民税課税だが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下の人	0.88	44,300
第5段階 ○世帯のだれかが住民税課税だが、本人は住民税非課税で第4段階に該当しない人	1.00	50,400
第6段階 ○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が100万円未満の人	1.14	57,400
第7段階 ○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が100万円以上200万円未満の人	1.25	63,000
第8段階 ○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	1.50	75,600

第5期計画（平成24～26年度）  
基準額 月額4700円

所得段階	調整率	保険料 (年額：円)
第1段階 ○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人	0.50	28,200
第2段階 ○世帯全員が住民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下の人	0.50	28,200
第3段階 ○世帯全員が住民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.65	36,600
第4段階 ○世帯全員が住民税非課税の人で、第2段階・第3段階に該当しない人	0.75	42,300
第5段階 ○世帯のだれかが住民税課税だが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下の人	0.88	49,600
第6段階 ○世帯のだれかが住民税課税だが、本人は住民税非課税で第5段階に該当しない人	1.00	56,400
第7段階 ○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が100万円未満の人	1.14	64,200
第8段階 ○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が100万円以上190万円未満の人	1.25	70,500
第9段階 ○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	1.50	84,600
第10段階 ○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	1.75	98,700

細分化

新設

# 変わります 国民健康保険税 介護保険料

## ■国民健康保険

### 保険税率の変更

平成24年度の国民健康保険税率（所得割率、均等割額、平等割額）が次のとおり変更されます。

進む高齢化や医療の高度化などで一人あたりの医療費が年々増加し、財政支援や基金の取り崩しだけでは財源確保が難しいため、被保険者の皆さんにも保険料を相応に負担していただくことになりました。

平成24年度の保険料の決定については、6月中旬に国民健康保険に加入している人がいる世帯の世帯主に通知書を送付します。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護2号保険分
①所得割額	課税標準額※ × 7.5% (6.2%)	課税標準額※ × 2.4% (1.6%)	介護2号該当者の 課税標準額※ × 2.0% (1.4%)
②均等割額	23,400円 ×被保険者数 (20,100円)	7,500円 ×被保険者数 (5,400円)	12,000円 ×介護2号該当者の 被保険者数 (9,900円)
③平等割額	1世帯当たり 19,200円 (18,900円)	1世帯当たり 6,000円 (5,100円)	
賦課限度額	51万円	14万円	12万円

( ) 内の数値は、平成23年度分までのもの

①+②+③=平成24年度国民健康保険税

※課税標準額：国民健康保険の加入者ごとの平成23年中（1月～12月）の総所得金額から基礎控除（33万円）を引いた額

◎この税率は平成24年度課税分（平成24年4月～平成25年3月）からの保険料に適用されます。

◎合計額が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額が保険税となります。

◎40歳以上65歳未満の人が加入している世帯には、介護2号保険分が同時にかかります。

◎保険料を納める人は、国民健康保険に加入している人がいる世帯の世帯主です。

**問い合わせ** 保険に関すること 市民課保険年金係 (☎8257)  
税に関すること 税務課市民税係 (☎8234)

4月から変更  
誰もが健康であるために